

## おわりに ～今後に向けての課題と方向～

### ■本マニュアル作成の経過

平成16年8月に、北海道保健福祉部高齢者保健福祉課の呼びかけにより「高齢者虐待に関する研究会」が発足し、以来、メンバーによる積極的な学習と研究が行われました。それはとりもなおさず、高齢者虐待が社会問題化している中で、さまざまな地域で高齢者の保健・医療・福祉に取り組む専門職の方々から、高齢者虐待の予防対策や対応方法について知りたいという声が数多く寄せられたことが大きなきっかけとなっていました。そしてこの研究会を「高齢者虐待防止のためのマニュアル等作成委員会」へと発展させ、本マニュアルの企画・作成・初版の発行に至りました。

その後、平成17年11月に高齢者虐待防止法が成立し、平成18年4月1日に施行されるなど、情勢が大きく変化しました。そこで、研究会メンバーが再度招集され、このほど改訂版を作成することになりました。

### ■作成にあたっての5つの願い

初版から本マニュアル作成に当たって、大きくは次の“5つの願い”をもって本マニュアルの作成に取り組みました。

#### 1 「高齢者虐待」について、すべての人々に正しい理解を持ってほしいという願い

何をもちて高齢者虐待というのか、その定義や具体的な内容、発生要因、虐待者と被虐待者の特徴などについて明らかにしていこうという願いです。

#### 2 高齢者虐待に対応するための役割・体制のあり方について明らかにしたいという願い

高齢者虐待に対応するためには、市町村などの行政機関をはじめ、保健・医療・福祉の専門職、警察、法曹関係機関のほか、民生委員や社会福祉協議会、さらには一般住民などとの協力と連携が不可欠であり、その望ましいあり方について明らかにしていこうという願いです。

#### 3 高齢者虐待への具体的な対応・展開方法について提示したいという願い

実際に高齢者虐待に接した場合に、発見から具体的な対応に至るまでの内容について、技術的な視点を盛り込み、さらに高齢者の権利擁護のための諸制度の紹介を行い、高齢者虐待に対する総合的な支援策について明らかにしていこうという願いです。

#### 4 高齢者虐待を予防するための方策を明らかにしたいという願い

「介護者を虐待者にしない」など、高齢者虐待は、予防という観点がもっとも重要です。そのためには、人々の意識啓発や相談機関の充実、認知症への正しい理解の獲得など、広範で実効的な予防対策を示したいという願いです。

## 5 絶対に許すことができない施設内高齢者虐待を起こさせないという願い

人権をまったく無視した施設内高齢者虐待に対しては、断固とした対処が必要で、そのためには、施設内虐待の現状、事例、予防のための対応方法、望ましいケアのあり方などについて提示しなければならないという願いです。

### ■地域の実情に応じたシステムづくりを

高齢者虐待の予防や対応などの支援に関わる皆様にもっともお願いしたいことは、早急に地域レベルで予防と対応のためのシステムとネットワークを構築していただきたいということです。これまではともすると、高齢者虐待を発見したケアマネジャーなどが、相談する場所も人もいなく、孤独な苦悩を強いられていることが少なくありませんでした。しかし、そうした専門職の方々が個人的に悩むというのではなく、整備されたシステムの中で連携して活動することにより、実効的で多機能なチーム実践へと高まっていくものと考えています。本マニュアルでは、関係の専門職や機関・団体等の役割を整理する中で、地域包括支援センターなどの相談機関を中心としたシステムづくりを提唱させていただいており、とくに市町村の役割を強調しています。

地域によっては、専門職の不足や関係機関の未整備などを理由に、高齢者虐待予防・対応のためのシステムづくりは難しいと考えるかもしれません。しかしそうではなく、その地域にある社会資源を動員し、その地域に合ったシステムを作ることは不可能ではありません。つまり最初から完璧を求めるのではなく、地域包括支援センターの機能強化を想定しながら、まず、高齢者虐待の事例収集や、関連する情報管理など、できるところから始めることも良いでしょう。そうした具体的な実践の積み重ねによって、機能的なシステムづくりへと段階的に成熟・整備させていく視点が必要です。

幸いにも先進的に高齢者虐待に取り組んでいる自治体が全国にあり、本マニュアルの作成にあたってはその知見などをふんだんに取り入れさせていただいています。そうした先進事例に学びつつ、地域に合った工夫を凝らしていけば、必ずや実効的なシステムへと高まっていくものと思われれます。

1日でも遅れると、悲惨な事件へと発展するかもしれません。地域の実情に応じて、高齢者虐待の予防などの取り組みがされるように願っています。

### 「地域包括支援センター」の創設

今般の介護保険法の改正の中で、市町村は「地域支援事業」をスタートさせ、必須事業として「高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業」つまり、権利擁護に関する相談に対応すること、虐待を早期に発見するための地域の様々な関係者によるネットワークを構築すること、などを行うこととなり、市町村が指定した「地域包括支援センター」がその中心的役割を担うこととなります。

### ■今後の課題

このマニュアル自体も、現時点で完璧なものであるとは考えていません。むしろ今後の実践、特に各地域で今後取り組まれるであろう高齢者虐待の予防と対応の具体的な取り組みの中から、有用な経験や知見を頂戴し、さらに充実したものに改訂を重ねていくことも考慮する必要があります。

ます。そうした中で、今後に向けては次のような課題に目を向けていかなければならないと考えています。

### ●高齢者虐待への取り組みの困難さをどう克服していけるか

高齢者虐待への対応において非常に困難なのは、その行為が行われるのは閉鎖的な家庭内や施設内であることが多く、さらには虐待が行われている家庭などに介入することの難しさであろうと思われます。虐待者が介入を拒否したり、場合によっては被虐待高齢者本人が拒否することもあるでしょう。しかし、放っておいては問題解決にはなりません。具体的に支援する際には、大変な労苦が伴うことと思いますが、当事者に影響力を持つキーパーソンの活用や、援助者自身の成長も期待されます。一方では、虐待者や被虐待高齢者と援助者の信頼関係をつくる努力や、とくに虐待者に対しては、短絡的に正論を押しつけない援助を行い、援助者はいつも誠実な支援者であることを認識してもらうような実践が必要です。これらの幅広い取組みの中で、高齢者虐待がもつ困難性を克服していく努力が必要です。

### ●比較的容易に対応できる高齢者虐待と、対応が非常に困難な高齢者虐待との見極め

たとえば、ホームヘルプサービスを利用することにより、虐待者であった介護者の介護負担が軽減され、そのことによって虐待行為が著しく減少した、もしくは皆無となったという比較的対応が容易なケースについては、その予防についても援助者が積極的に一歩先んじた対応を行うことにより、事前に高齢者虐待の発生を防ぐことができるものがあります。それだけ、援助者の鋭い観察と必要に応じて適切なケアマネジメントとサービス提供を行うことの大切さを認識することができます。

一方では、長くこじれた家族関係の中で互いに相手を思いやれないことや、たとえば虐待者側に精神的な疾病などがあって理解力に問題があるなどの理由で、高齢者虐待が継続され、援助者もなかなか受け入れてもらえないような、対応が極めて困難なケースもあります。こうしたケースへの対応については、その背景や要因もかなり複雑になっている場合が少なくありません。

今後の実践において、援助者が多くの経験を積み、また他市町村の取り組みについて相互に研修の機会などで情報交換をし、さらに事例を分析・研究することにより、いくつかの対応パターンに整理するなどの努力が必要となっています。

### ●高齢者虐待の範囲の再検討

高齢者虐待の類型については法律で定められ、本マニュアルでも具体的に明示してきたところですが、たとえば「家から追い出す」「知人や友人と会わせない」「老人クラブや趣味サークルへの参加を邪魔する」といった介護者等が行う不適切な対応、さらには施設内における「入所者による他の入所者への虐待行為」「家族が入所者の預貯金を預かっているが、入所者の生活に必要な送金をしない」「入所者自身による自己放任」といった行為も散見されます。「Ⅵ 施設における高齢者虐待の現状と対応」の中でも紹介したように、過激な虐待とはいえなくとも、明らかに高齢者の権利を侵害している事例についても、その予防と対応に取り組んでいくことが望まれます。

また、「就労している高齢者に年齢を理由に正当な報酬を支払わない」「高齢者が外出しにくい社会環境」といった社会的高齢者虐待ともいうべき、年齢差別（エイジズム）を背景とした事象をどう見るかということも考える必要があるかもしれません。

こうした主張には、なんでもかんでも高齢者虐待に含めて論じるべきではないという意見があるかもしれませんが、“自分のこの行為は、虐待かもしれない”という意識を持つことによって、

それを改善する動機付けにつながっていくのではないのでしょうか。

### ●施設内高齢者虐待への取組み

繰り返しになりますが、本来、高齢者の人権を厳格に擁護し、命と暮らしを守り高めるという使命を持つべき施設においての高齢者虐待は絶対にあってはならないことです。施設内虐待の要因として挙げられることに、①虐待者（職員）に属する要因（仕事に対するストレス、人権意識の低さ、専門職としての自覚欠如、性格や人格、被虐待高齢者との人間関係）、②被虐待高齢者に属する要因（認知症による言動や行動の混乱、ケア提供上の困難さ、身体的自立度の低さ、性格や人格、虐待者との人間関係）、③施設に属する要因（施設の組織の閉鎖性、スーパービジョン体制の欠如、誤った“仲間意識＝職員同士でかばいあう”、社会との接触の欠如）などがありますが、これらは専門施設・専門職として当然に克服しなければならない課題ばかりです。とくに「被虐待高齢者に属する要因」については、そうした人々が施設の利用者としての要件であり、これらはまったく理由にならないと考えられます。

また、介護保険法改正においても、介護サービス事業者の責務について、利用者の人格を尊重して誠実に対応すべき「義務」を規定し、虐待等これに違反したケースについては、指定の取消ができることとされています。

本マニュアルでは、施設内虐待に関する相談・通報などの対応についての説明のほか、施設内虐待の予防策として、苦情解決システムの確立、オンブズマン制度の活用、職員研修の充実、個別ケアを重視した望ましいケアの追及、施設が持つ閉鎖性からの脱却などについて提言していますが、より一層の真剣な取組みが期待されます。

高齢アメリカ人法は「虐待という言葉は、故意にケガを負わせたり、不当な監禁、残虐な虐待、あるいは身体的な危害や苦痛や精神的苦痛をもたらす残酷な仕打ちを意味し、また、身体的な危害、精神的苦痛、精神的障害を避けるために必要な物とサービスの不足や、介護者をはじめとするスタッフの欠乏も意味している」として、具体的な虐待行為はもとより、「必要な物とサービスの不足」や「介護者をはじめとするスタッフの欠乏」もその定義に加え、幅広く高齢者虐待をとらえています。

とらえ方によっては、家庭内、施設内に限らず、社会の仕組みなどにも拡大していきますが、このマニュアルにおいては、範囲を家庭内、施設内に限って対応策を考えています。

高齢者の個々の状態像はケースごと千差万別であり、その背景には高齢者一人一人が歩んでこられた人生、家族の歴史があります。こうした中で現れた虐待は、関われば関わるほど関係者に重くのしかかってきます。

しかし、大きな幸福感に包まれた平安な生活を高齢者が送れるようお願い、与えられた厳しい条件の中で真摯に取り組んでいる、豊かな実践力を持つ福祉・医療・保健の専門職が今も活動していることと思います。

高齢者虐待予防・対応のためのシステムとネットワークづくりを通して、こうした専門職による価値ある実践を望んでやみません。